

岩手県立千厩病院 草井沢公舎 2号棟水道メーター更新工事仕様書

1 作業目的

水道メーターの有効期間が令和6年11月で満期を迎えることから更新を行うもの。

2 作業内容

- (1) 令和6年11月30日までに全ての水道メーターの更新作業を終わらせること。
- (2) 水道メーター更新作業日時、作業中の水道使用停止時間、水道メーター更新後の注意事項等については、あらかじめ岩手県立千厩病院へ情報提供を行うこと。
- (3) 水道メーター更新作業に必要な機器類については、別紙 修理内訳書に示す物品を用意すること。

3 その他

水道メーター更新作業の実施に伴い、生じた疑義については双方協議のうえ、安全に更新作業を実施できるよう相互に強力を惜しまないこと。